

## 「こうち山の日実行委員会」設置要綱

### （目的）

第1条 県民一人ひとりが豊かな森林の恵みに感謝し、森林や森林を守る活動の重要性について理解と関心を深めてもらうことを目的とした「こうち山の日」の制定及び、その趣旨に沿った県民運動を推進するため「こうち山の日実行委員会」（以下「委員会」という。）を設置する。

### （内容）

第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項について検討協議するとともに、「こうち山の日」の活動を推進する。

- （1）「こうち山の日」の制定及び実施に関すること
- （2）「こうち山の日」の活動に関すること

### （組織）

第3条 委員会は、別表の委員をもって構成する。  
2 座長、副座長は、委員の互選によって選出する。

### （会議）

第4条 委員会の会議は、座長が招集し、座長として委員会の運営を行う。  
2 座長は、必要があると認めるときは関係委員により会議を開くことができる。  
3 座長は、必要があると認めるときは委員以外のものを会議に出席させ、意見又は説明を求めることができる。  
4 副座長は、座長を補佐し、座長欠席の時は座長の任にあたる。

### （任期）

第5条 委員の任期は、1年間とし、再任は妨げないものとする。  
（但し、初年度は、平成15年1月29日から平成16年3月31日までとする。）

### （庶務）

第6条 委員会の庶務は、森林局木の文化推進室において行う。

### （その他）

第7条 この要綱に定めるもののほか、連絡会議の運営について必要な事項は座長が定める。

附 則 この要綱は、平成15年1月29日から施行する。

附 則 この要綱は、平成15年4月14日から施行する。